

令和８年度 第１回長野市豊野防災交流センター運営会議 次 第

日時：令和８年６月18日（木）
午後３時から

場所：豊野防災交流センター
学習室

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 豊野防災交流センター運営会議について
- 5 会長の選出、会長あいさつ
- 6 会議事項（進行：会長）
 - (1) 令和７年度 豊野防災交流センターの事業及び利用状況の報告
 - (2) 令和８年度 豊野防災交流センター事業計画について
- 7 その他（事務局）
- 8 閉会

※ 希望のある委員のみ 施設説明（見学）

公民館と交流センターの比較

資料出典：市教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

根拠法令	長野市立公民館	長野市立交流センター
根拠法令	社会教育法	地方自治法
設置根拠	長野市立公民館条例	長野市交流センターの設置及び管理に関する条例
	長野市立公民館条例施行規則	長野市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則
審議会	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針)	長野市交流センター運営会議要綱
料金等	長野市財務規則 長野市市有財産条例	長野市交流センターの使用料・利用料金・受講料に関する内規

施設の比較

2

	長野市立公民館	長野市交流センター
設置主体	教育委員会(家庭・地域学びの課)	市長部局(管理・運営＝家庭・地域学びの課) ※市長の権限に属する事務の補助執行に関する 規程により、管理・運営を教育委員会が行う。
設置根拠	長野市立公民館条例、同施行規則	長野市交流センター設置及び管理に関する条例、 同施行規則
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
利用単位	午前、午後、夜間の3区分で利用	1時間単位の利用(1回4時間を限度)
許可権限	社会教育又は生涯学習に関する活動を行う 団体の貸館 →公民館長(指定管理館は指定管理者)の許可 上記以外→家庭・地域学びの課長(財産管理 者)の許可	利用に関する許可は家庭・地域学びの課長 (指定管理館は指定管理者)の許可
歳入・収入	目的外使用料→市の歳入 (設置目的以外の使用の場合)	施設の使用料 ・直営→市の歳入 ・指定管理者→指定管理者の収入

	長野市立公民館	長野市交流センター
使用及び利用	公民館を使用する場合は、5人以上の社会教育を目的とする団体	5人以上の団体でなくても利用が可能 設置目的に沿った利用で、地域の活性化や住民福祉の増進に繋がる利用に限る。 A 無料で利用できる。 ①住民自治協議会が参画、共催している場合 ②基本的に地域づくりに繋がる場合 B 内容を判断し有料又は無料で利用できる。 ・会社の社員の研修会場として利用 ・法律相談事務所が相談の場所として利用 ・バザーやフリーマーケットの会場として利用など C 有料で利用できる。 ・入場料等を徴収して開催する講演会、歌謡ショー等 ・企業が面接会場として利用など 【入場料等】 ・入場料、参加料、受講料、これらに類するもの ※講師に係る経費を求める場合は、入場料等の取り扱いとする。 【入場料等に含めないもの(実費)】 ・資料代、材料費
使用料・利用料金	原則使用(利用)料を支払わずに使用 ※目的外使用の場合、使用料あり ※減免あり	原則使用(利用)料を支払い、使用 ※以下の料金区分あり ※減免あり ①入場料、参加料等を徴収しない場合 ②入場料等を徴収し、又は営利活動を目的として利用の場合 ③市民以外の者がセンターを利用する場合 ただし、収益がなく、且つ地域づくり、社会福祉、生涯学習の活動の場合は、無料

	長野市立公民館	長野市交流センター
物販	物販の販売は原則行うことができない。	許可制により実施可能 まちづくり活動に関連し、地域発展につながると判断できれば物販等の販売が可能 (利用料が発生する場合もあり)
貸館(営利)	不可	利用内容が、地域の活性化や住民の福祉の増進に繋がる利用であれば可。(自社利益のみの利用は不可) ※料金区分はB(3倍)
貸館(政治)	政治活動報告会、公職選挙法第161条に定める演説会(個人・政党演説会)のみ使用可能	政治活動報告会、公職選挙法第161条に定める演説会(個人・政党演説会) 後援団体の役員会、会合、総会(いわゆる決起集会)等にも利用可能

長野市交流センター運営会議要綱

(設置)

第1 長野市交流センター（以下「交流センター」という。）が行う各種事業の企画及び事業計画、交流センターの利活用等について意見を交換するため、長野市交流センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の名称等)

第2 運営会議の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。

区分	名称	委員の定数
長野市柳原交流センター	長野市柳原交流センター運営会議	8人
長野市豊野防災交流センター	長野市豊野防災交流センター運営会議	8人
長野市小田切交流センター	長野市小田切交流センター運営会議	7人
長野市中条交流センター	長野市中条交流センター運営会議	7人

(会議事項)

第3 運営会議は、次に掲げる事項について意見を交換するものとする。

- (1) 交流センターで実施する各種事業の企画及び事業計画に関する事。
- (2) 交流センターで実施した各種事業の報告に関する事。
- (3) 交流センターの利活用に関する事。
- (4) その他管理及び運営に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 学校教育又は生涯学習の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6 運営会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営会議の会務を総理し、運営会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 運営会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8 運営会議の庶務は、交流センターが行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月3日から施行する。